

7 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は実 質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
18年度	194,000	△ 52,295	32,593	16.8	16.4

イ 決算

区分	職員数 A 人	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考)都道府 県平均一人当 たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
18年度	3	18,908	1,631	7,224	27,763	9,254	7,286

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数には、再任用職員2名は含まない。

ウ 特記事項

一般行政職の職員と同様、平成19年度は、一般職員は給料月額が2%減額されて支給されています。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額 (18年度)
鹿児島県	57.0歳	538,222円	771,194円
団体平均	45.3歳	387,272円	606,347円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額(平成18年度) 2,408千円	1,743千円	1,866千円
(平成18年度支給割合) 期末手当 2.95月分 (1.55)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	同	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%	同	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成19年4月1日現在)

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	同	—
勤続20年 23.5月分 30.55月分		
勤続25年 33.5月分 41.34月分		
勤続35年 47.5月分 59.28月分		
最高限度額 59.28月分 59.28月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算)		
1人当たり平均支給額		17,210千円

ウ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	542千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	180千円
支給実績(17年度決算)	974千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	243千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	同		一千円	—
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である職に採用された者に、採用から一定期間支給。	同		一千円	—
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。	同		468千円	156,000円
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。または、所有する住宅に自ら居住する職員若しくは配偶者が居住する単身赴任の職員に支給。	同		108千円	36,000円
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	同		489千円	97,000円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。	同		一千円	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。 一般行政職の「夜勤手当」に相当。	同		一千円	—
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	同		一千円	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日に勤務した場合に支給。	同		一千円	—

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
— 人	— 人	— 人	— %

※ 6(3)①を参照

(参考) 集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
—	—	—

※ 6(3)①を参照

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→ 6(3)②を参照

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況
ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占め る職員給与費 比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 17,066,241	千円 △86,994	千円 10,046,907	% 58.9	% 59.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平 均1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 1,024	千円 4,201,674	千円 1,659,289	千円 1,687,359	千円 7,548,322	千円 7,371	千円 7,493

(注) 1 職員手当には、退職手当は含まない。
2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成19年度は、県立病院事業管理者は12%、管理職は10～8%、一般職員は2%、それぞれ給料月額が減額されて支給されています。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額 (18年度)
鹿児島県	41.3歳	361,369円	612,987円
医師	38.9歳	565,182円	1,235,415円
看護師	40.6歳	330,274円	539,056円
事務職員	42.4歳	369,786円	568,289円
団体平均	—	—	—
医師	43.2歳	546,714円	1,244,347円
看護師	37.4歳	319,836円	517,225円
事務職員	43.3歳	378,305円	610,581円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,648千円	1,743千円	1,698千円
(平成18年度支給割合) 期末手当 2.95月分 (1.55)月分 勤勉手当 1.42月分 (0.75)月分	同	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	同	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

鹿児島県		鹿児島県の 一般行政職	団体平均
(支給率)	自己都合 勸奨・定年	同	—
勤続20年	23.5 月分 30.55 月分		
勤続25年	33.5 月分 41.34 月分		
勤続35年	47.5 月分 59.28 月分		
最高限度額	59.28 月分 59.28 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算)		
1人当たり平均支給額	3,036千円 24,881千円		8,207千円

ウ 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給総額（平成18年度決算）	142,820 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成18年度決算）	1,427,013 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 （支給率）
医 師	20~27%	101 人	—

(注) 地域手当は、民間賃金、物価等が特に高い地域に勤務する職員並びに採用が困難な医師及び歯科医師に支給される手当である。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
医 師	20~27%	—

エ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給総額（18年度決算）	163,398 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	187,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）	85.3 %		
手当の種類（手当数）	4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業手当	助産師，看護師，准看護師	感染症の患者等の看護作業 に従事	日額290円
放射線取扱手当	医師，放射線技師，看護師	エックス線その他の放射線 を照射・透視する作業	日額250円
精神保健業務手当	精神保健指定医である職員等	精神保健および精神障害者 福祉に関する法律に基づく診 察等	日額290円
夜間看護等手当	① 助産師，看護師，准看護師 ② 医療職給料表の適用を受け る職員	① 正規の勤務時間による勤 務として深夜（午後10時～ 翌日の午前5時）を含む夜 間の勤務 ② 自宅等で待機することを 依頼された職員が呼出を受 け，正規の勤務時間以外の 時間において手術等の業務 に従事	1回 ① 2,000円 ～ 3,000円 ② 1,620円

(注) 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。

オ 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	301,599 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	295 千円
支給実績（17年度決算）	—
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	—

(注) 県立病院局は平成18年度に設置されている。

カ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。 定額（66,500円～130,300円）	同		24,854 千円	920,000 円
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である医師等には、採用から一定期間支給。 採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 医師等の場合 支給限度額：月額306,900円	同			
初任給調整手当加算	上記初任給調整手当に加えて、業務に直接役立つと認められる資格を有する職員（医師）及び資格の取得に向けて業務に精励する職員（医師）について支給。 加算額：月額20,000円から40,000円の範囲内	異	病院事業独自の基準により加算額を支給	356,967 千円	2,683,000 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 配偶者 月額 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,000円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000円	同		105,739 千円	224,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。または、所有する住宅に自ら居住する職員若しくは配偶者が居住する単身赴任の職員に支給。	同		67,008 千円	137,000 円
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	同			
	①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。 支給限度額：1箇月当たり55,000円	同			
	②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円（通勤距離が95km以上の場合）	同		81,922 千円	142,000 円
	③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1箇月当たり20,000円	同			
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。	同		38,353 千円	408,000 円
	①基礎額 月額23,000円				
	②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額45,000円				
特地勤務手当	離島等の生活不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合には、準ずる手当を支給。	同			
	月額：給料等×支給割合(25/100～4/100)				
	※準ずる手当 月額：給料等×支給割合 (移転後5年目まで4/100、移転後6年目2/100)	同		209,418 千円	591,000 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。	同		105,774 千円	216,000 円
	勤務1時間当たりの給与額×勤務時間 × 支給割合(25/100)				
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。	同		89,743 千円	121,000 円
	勤務1時間当たりの給与額 × 勤務時間 × 支給割合(135/100)				
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	同		61,433 千円	347,000 円
	・一般の宿日直勤務 4,200円/回 ・医師・歯科医師の宿日直勤務 20,000円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤務 5,900円/回				
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日に勤務した場合に支給。	同		0 千円	0 円
	・部長級 12,000円/回 ・次長級 10,000円/回 ・課長級 8,000円/回 ・補佐級 6,000円/回 ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。				

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
— 人	— 人	— 人	— %

※ 6(3)①を参照

(参考) 集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
—	—	—

※ 6(3)①を参照

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→ 6(3)②を参照